積算基準	土木
現場中間検査	不要
工場等派遣中間検査	不要
樹木保険加入	不要

# 工 事 設 計 書

事	業	年	度	令和 7年度				
設	計	年	月	令和 年 月				
予	算	科	目	款項		目	節	
工	事	場	所	京都市下京区橋本町他 地内				
路線	名又に	は河川	名等					
工	事		名	歩道補修工事(木屋町通)				
工			期	契約日の翌日から令和 8年 3月13	日まで			
事	業記	果(所	3) 名	南部土木みどり事務所		単価使用年月	令和 年	月
工	事	番	号			歩掛適用年月	令和 年	月
変	更	口	数			基準適用年月	令和 年	月
主	工	•	種			単 価 地 区		
前	払 会	金 支	出			調整区分		

# 京都市 建設局



工事概要

工事延長				m	920
アスファルト舗装工(歩道)	m2	140	アスファルト舗装工(車道)	m2	58
ブ・ロック舗装工	m2	47	薄層カラー舗装工	m2	58
側溝工	m	50	構造物撤去工	式	1

施工理由 本工事は、一般市道 木屋町通において、歩道舗装及び車道舗装の経年劣化により、表面剥離・ひび割れが発生していることから、歩行者・車両等の安全で快適な通行を確保する目的で舗装補修を行うものである。

				設計		請負	
				金額	増減額	金額	増減額
7	事	費	前回	円	В	円	ш
	尹 負	今回	円	1.1	円	П	
内	十 重	価格	前回	円	Ш	円	Ш
YI	工 事 価 格	1四 1台	今回	円	Г	円	Г
訳	沿弗科:		前回	円	Ш	円	Ш
可人	付負 /忧/	費税相当額 令日		円	Г	円	Г
支	給 后	 - 費	前回	円	Ш	円	Ш
	え 給 品 費	口 浿	今回	円	[7]	円	П

# 京都市 建設局

# 積算参考資料 (間接費補正一覧)

単	価	使	用	年	月	2025年9月		
歩	掛	適	用	年	月	2025年9月		
基	準	適	用	年	月	2025年9月		
単	,	価	地		区	2601: I 地区		
調	į	整	区		分	単独工事		
共通仮	設費 (	率計上	)					
主	た	7	5	工	種	13:道路維持工事		
施	工	地址	或 等	補	正	大都市(2)	1.5	
I	С	T 施	ī I	補	正	補正なし	1.0	
週	休	2	日	補	正	補正なし	1.00	
現場管	理費							
施	工	地址	或 等	補	正	大都市(2)	1. 2	
I	С	T 施	į I	補	正	補正なし	1.0	
週	休	2	日	補	正	補正なし	1.00	
一般管	一般管理費							
前去	ム金支	出割	合によ	る補	正	補正を行わない	1.00	
財	団 法	人等	によ	る補	Ē	補正を行わない	1.00	
契;	約保	証に	係る	補正	率	金銭的保証	0. 04%	

# 見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費 (諸雑費込) 等の区分	備考
道路土工	残土処理工	残土等処分			m3	3, 060	処分費	
舗装工	ブロック舗装工	平石張	種類:方形石 (舗装・床張り)	御影石 200×600×25mm 表面バーナー仕上げ	m2	45, 500	材工共	
構造物撤去工	運搬処理工	殼処分	殼種別:自然石		m3	5,000	処分費	

工事名 歩道補修工事(木屋町通)			事業区分 工事区分	道路維持·修繕 道路修繕			
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
道路修繕							
		式	1				
道路土工			1				
		式	1				
		10	1				
		式	1				
	土質: 土砂, 施工方法: 上記以外(小規模), 施工数量: 小規模(標準以外)	IL.	1				(概)
954 F3 9	: 小規模(標準以外)						(1924)
残土処理工		m3	6				
汉工尺在工							
I zak kite vez kin.	土質: 土砂(岩塊・玉石混り土含む)	式	1				( +arr \
土砂等運搬	工具・工収(石塊、工石(成り工百む)						(概) バックホウ山積0.13m3
and the transfer		m3	6				
残土等処分							
		m3	6				
舗装工							
		式	1				
舗装準備工							
		式	1				
路盤 (歩道部)	路盤材種類:再生クラッシャーラン RC-30, 仕上り厚:100mm						(概)
植樹桝撤去部		m2	30				
調整コンクリート	コンクリート規格:18-8-25(高炉), 敷厚:7cm						(概)
植樹桝撤去部		m2	30				
アスファルト舗装工		m2	00				
		式	1				
基層(車道·路肩部)	材料種類:再生粗粒度アスコン(20),舗装厚:60mm,平均幅員:3.0m超	1	1				
	幅員:3.0m超	. 0	50				
		m2	58				

- 1 -

工事名 歩道補修工事(木屋町通)			事業区分 工事区分	道路維持·修繕 道路修繕			
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
基層(歩道部)	材料種類:再生粗粒度アスコン(20),舗装厚:70mm,平均幅員:1.4m以上						
		m2	140				
表層(車道·路肩部)	材料種類:再生密粒度アスコン(13),舗装厚:40mm,平均幅員:3.0m超						
		m2	58				
表層(歩道部)	材料種類:再生細粒度アスコン(13),舗装厚:50mm,平均幅員:1.4m以上						
		m2	140				
ブロック舗装工							
		式	1				
平石張	種類: 方形石(舗装・床張り)						
		m2	47				
薄層カラー舗装工							
		式	1				
薄層カラー舗装 樹脂系すべり止め舗装	舗装色:グレー,規格・仕様:RPN-301						
III. I II		m2	58				
排水構造物工							
		式	1				
側溝工							
(I a Net II a	40 0 40 ( + 10)	式	1				(Int)
街渠版 一般部・乗入れ部	18-8-40(高炉)						(概)
<b>タファ</b>		m	50				
縁石工							
		式	1				
縁石工							
		式	1				
歩車道境界ブロック 乗入れ部	ブ ロック規格: 御影石						(概)
\r\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		m	6				

- 2 -

事名 歩道補修工事(木屋町通)		事業区分 工事区分	道路維持·修繕 道路修繕				
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
<b></b> 黄造物撤去工							
		式	1				
構造物取壊し工		14	1				
		15.					
舗装版破砕	舗装版種別:アスファルト舗装版,舗装版厚:5cm	式	1				(概)
研表放饭件 人力施工	nn x/以(主/パ・/ハ・/ハ   nn x/以, nn x/以/子・00m						(15%)
		m2	36				
舗装版破砕(平石張) 積込含む	舗装版種別:自然石,舗装版厚:7cm						(概)
傾込させ 車道		m2	58				
舗装版破砕(平石張)	舗装版種別:自然石,舗装版厚:7cm						(概)
積込含む 歩道		m2	140				
運搬処理工		1112	140				
±ルン字 Hán.	殻種別:アスファルト殻	式	1				(+nr)
殼運搬 人力施工	現文1里/Jリ・/ ハ/ / ドリコス						(概)
		m3	2				
殼処分	殻種別:アスファルト殻						
		m3	2				
殼運搬	殼種別:自然石						(概)
		m3	14				
	殻種別:自然石	III3	14				
\dots \_\_,	撤去のみ	m3	14				( Junt )
樹木保護蓋撤去 植樹桝撤去部	1版本のみ						(概)
		箇所	16				
現場発生品運搬	発生材種類:樹木保護蓋						(概)
		t	2				
スクラップ <sup>°</sup>	^t*-H2	-					
			0				
		t	-2				

- 3 -

工事名 歩道補修工事(木屋町通)	■ 歩道補修工事(木屋町通)						
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
仮設工							
		式	1				
交通管理工							
		式	1				
交通誘導警備員 B							
		人目	21				
概略発注工							
		式	1				
概略発注工							
		式	1				
概略発注工							
		式	1				
概略発注工 概略発注工を除く直接工事費の							
37.3%以内		式	1				(概)を参照
直接工事費							
		式	1				
共通仮設							
		式	1				
共通仮設費 (率計上)							
		式	1				
純工事費							
		式	1				
現場管理費							
		式	1				
工事原価							
		式	1				

- 4 -

工事名 歩道補修工事(木屋町通)		事業区分 工事区分	道路維持·修繕 道路修繕	道路維持·修繕 道路修繕			
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
一般管理費等							
		式	1				
工事価格							
		式	1				
消費税額及び地方消費税額							
		式	1				
工事費計							
		式	1				

#### 特 記 仕 様 書(個別工事編)

工事名 歩道補修工事(木屋町通)

工事場所 京都市下京区橋本町他 地内

### 1 一般事項

#### 第1条(適用)

本工事の施工に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携(以下「請負工事必携」という。)(令和7年8月京都市)」及び「特記仕様書(全工事共通編)(令和7年8月)」によらなければならない。

なお、本工事施工現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書(全工事共通編)及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒ 「工事(土木、舗装、樹木等)の仕様書、様式等」参照 請負工事必携・特記仕様書(全工事共通編)

(https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html)

#### 第2条(受注者希望方式による「完全週休2日(土日)」又は「月単位の週休2日」の実施)

- 1 本工事は「京都市建設局週休 2 日工事」の対象(受注者希望方式による「完全週休 2 日(土日)」又は「月単位の週休 2 日」)であり、「京都市建設局週休 2 日工事実施要領」
  - (<a href="https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html">https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html</a>) に基づいて実施する。ただし、「通期の週休2日」は必須である。
- 2 受注者は、契約後すみやかに、「完全週休 2 日 (土日)」又は「月単位の週休 2 日」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「完全週休 2 日 (土日) | 又は「月単位の週休 2 日 | の実施内容を反映させること。
- 3 「完全週休 2 日 (土日)」又は「月単位の週休 2 日」を達成した場合は、工事成績評定の考査項目 「創意工夫」において、加点対象となる。
- 4 受注者は、本市が週休2日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休2日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。
- 5 工事標示板に「京都市建設局週休2日工事」である旨を明示すること(様式不問)。

#### 第3条(受注者希望方式による「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施)

- 1 本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象(ただし、受注者希望方式)であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」 (https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html) に基づいて実施する。
- 2 受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。
- 3 建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」 において、加点対象となる。

#### 第4条(前払金)

前払金は、請負代金の40%以内とし、中間前払金は、同様に20%以内とする。なお、前払金保証 (中間前払金保証を含む。) について、電子証書の提出を可能とする。

※ 京都市入札情報館ホームページ「契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応について」参照(https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/info/pdf/2023/shoushodenshika.pdf)

#### 2 現場条件に関する事項

#### 第5条 (現場条件)

本工事の施工に当たっては、下記の現場条件等に留意すること。

- 1 施工箇所沿道には、多数の商店等が隣接しているため、施工による粉塵等の影響が出ないように注意を払うこと。
- 2 施工箇所は繁華街となっており、観光客等多数の通行があるため、施工中は歩行者及び自転車 等に細心の注意を払うこと。

#### 第6条(施工時間)

施工時間は、昼間施工とする。ただし、沿道地権者、所轄警察署等と協議の結果、施工時間に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

### 第7条(工事規制)

本工事施工箇所は、京都市道路工事調整会規約施行細則第17条に掲げる工事規制のうち、次の各号の規制種別に係る規制路線及び地域内であることから、同条に基づく規制期間及び規制内容を遵守しなければならない。なお、規制範囲は歩車道を含めた全幅とする。

#### 京都市道路工事調整会規約施行細則

https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/000003649.html

#### 年末年始規制

規制種別	規制路線 及び地域	規制期間	規制内容
年末年始 規制	その他道路	12月27日 ~1月5日	規制期間中は、新たな工事に 着手し、又は 工事区域を拡大し てはならない。ただし、 道路の 仮復旧等、一般交通に開放する た めの工事はこの限りでない。

#### 第8条(交通誘導警備員)

交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の打合 せの結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議す るものとし、設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導警備員	編成	昼間・夜間・	交替要員
	(1日当たりの編成人数)	//mi	24時間の別	の有無
施工箇所	1~2 名	交通誘導警備員B 1~2 名	昼 間	無

#### 3 監督職員の確認に関する事項

#### 第9条(材料確認)

受注者は、次表の材料・資材・製品について、監督職員が臨場のうえ、材料確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に材料等の名称・規格等を記載すること。

受注者は、監督職員が材料確認のために臨場した際、当該材料等の製造者が発行する品質を証明する資料(見本を含む)との照合、搬入された材料等の外観(角欠け、ひび割れ等)、形状、寸法及び数量等の確認を受けなければならない。

ただし、監督職員の確認が机上となる場合、受注者は、当該材料等の外観、形状、寸法(幅、長さ、高さ)及び搬入数量等が判別できる写真記録等の資料(納品書、納品伝票も可)を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該材料等を使用して工事を実施してはならない。

# 監督職員の指定に基づき実施する材料・資材及び製品 (「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料以外)

工種·種別等	細別	材料・資材・製品
プロック舗装工	平石張	御影石 200×600×25mm
縁石工	歩車道境界ブロック	御影石 150×100×600mm

#### 第10条 (受注者の臨場)

監督職員が行う段階確認においては、主任技術者(又は監理技術者、或いは監理技術者補佐)又は現場代理人、若しくは、予め監督職員の承諾を得た者が臨場のうえ、確認を受けなければならない。

#### 第11条(段階確認)

受注者は、共通仕様書(3-1-1-4)の「表3-1-1段階確認一覧表」に示す各種別、「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目及び次表の工種・種別等の施工段階において、監督職員が臨場のうえ段階確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に確認内容を記載すること。

ただし、監督職員による確認が机上となる場合、受注者は、施工状況、出来形、品質、不可視部分等の判別ができる施工管理記録(出来形成果表、設計図面との対比図、品質管理記録等)と写真等の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該工種以降の作業を実施してはならない。

監督職員の指定に基づき実施する段階確認(「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目含む) (「共通仕様書(3-1-1-4)の「表3-1-1段階確認一覧表」に基づき実施する段階確認以外」

工種-種別等	細別	確 認 項 目
掘削工	掘削	掘削完了時の状況

#### 第12条(品質管理試験)

本工事の施工に伴う品質管理試験の項目や規格値等については、土木工事施工管理基準(品質管理基準及び規格値)に記載しているが、次表の工種、品目・規格等、試験項目における具体的な試験時期・頻度は、同表に記載のとおりとする。

工種	品目·規格等	試験項目	試験時期・頻度	備考
	レデ <sup>*</sup> ィーミクストストコンクリート 18-8-40BB	塩化物総量規制	打設前、1回※1	約3m3
1.15(1>(81) 1		単位水量測定	"	"
セメント・コンクリート		スランプ試験	"	"
		空気量試験	"	"
		圧縮強度試験	"	"
再生細粒度 アスファルト舗装 アスファルト混合物(13) t=50mm		現場密度試験	3箇所※2	100~3,000m2
"	再生粗粒度 アスファルト混合物(20) t=70mm	"	"	"

- ※1:1工種当たりの総使用量が50m3未満で、かつ、JISマーク表示認定工場の品質証明書を提出できる場合は、試験を省略することができる。
- ※ 2:対象面積が100m2以下は試験を省略でき、100~3,000m2は3か所、3,000超~10,000m2は10か所で試験を行うこと。また、10,000m2越は10,000m2ごとに10か所で試験を行うこと。

なお、同じ材料で施工厚さが異なる場合は、それぞれの厚さごとに実施個数を定めること。

#### 4 建設副産物に関する事項

#### 第13条 (建設副産物の適正処理)

1 建設廃棄物が発生する場合の対応

本工事の施工により発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設へ搬出するものとする。

なお、下表は積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。

また、産業廃棄物が発生する場合は「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」 (最終改正平成23年4月1日) を遵守すること。

特に、マニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されたことを確認すること。このとき、受注者が排出業者であることとして保管の義務のあるA、B2、D、E票については、その原本を監督職員へ提示すること。

#### <産業廃棄物>

建設副産物	受入場所	備考
アスファルト塊 (掘削)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項の許可 を受けた施設 京都府京都市伏見区横大路松林町 18 番地の 1、19 番地	$L = 1 \cdot 1.5 \text{ km}$
自然石	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項の許可を受けた施設 京都府宇治市槇島町吹前 21 番地	設計運搬距離 L = 1 2.4 km

#### 2 舗装切断時等において発生する濁水及び粉塵

受注者は、舗装切断時等において発生する濁水を回収し、産業廃棄物(汚泥)として「廃棄物の処理 及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理しなければならない。

また、受注者は、濁水が生じない工法(空冷式等)を採用した場合も、濁水と同様に、吸引する装置の併用など、粉塵飛散防止対策を実施するとともに、収集した粉塵については、産業廃棄物として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理しなければならない。

当初設計には濁水及び粉塵の収集運搬及び処分に掛かる費用は計上していない。濁水処理費等が必要な場合は、設計変更の対象とする。

### 3 建設発生土が発生する場合の対応(指定地処分)

受入地が発行する書類、伝票などの写しを監督職員に随時提出するとともに、その原本との照合による確認を検査時までに監督職員に受けるものとする。

なお、建設発生土の搬出に当たり、仮置きが必要な場合は、沿道環境に配慮した搬出計画を立てるものとし、書面等により事前に監督職員の確認を受けること。

原則、下表に示す受入先へ搬出するものとするが、土質性状や搬入時期等により搬出できない場合は、監督職員と協議のうえ、その指示によるものとする。

ただし、実施日において、公共工事間で流用可能な場合は、工事間流用を最優先するものとし、設 計変更の対象とする。

## <建設発生土>

建設副産物		受入場所	備	考
建設発生土	(指定地処分)	豊坂建材株式会社	設計運	搬距離
建议光生工		京都市西京区橿原芋峠 60-3	L = 9	. 7 km

本工事では土壌調査費等を計上していないが、建設発生土について、以下の事項のいずれかに 該当する場合は土壌調査が必要となる。その場合は、設計変更の対象とする。

- (1) 指定している受入場所がある地方公共団体の関係法令に基づく土地の埋立等の許可を得た事業者である場合
- (2) 本工事の土砂等の性状(色、臭い等)や廃棄物の混入等の状況が埋立基準に適合しないおそれがある場合

(3)

(4) 上記の(1)(2)以外に土壌調査が必要となった場合

なお、土壌調査を実施することとなる場合は、建設発生土の搬出前に土壌調査を実施し、以下 の資料を監督職員に提出すること。

- ① 土壌分析結果証明書(計量法第122条第1項の規定により登録された計量士のうち、濃度 に係る計量士が発行した土壌の分析結果を証する書類(測定方法を明示したもの))
- ② ①の試料を採取した地点を示す図面及び当該地点の写真

#### 4 建設発生土の受入地の変更

土質性状や搬入時期等により指定する受入地に搬出ができない場合、監督職員は京都市土木積算システム設計単価第5編及び公共物GISに掲載している他の施設の中から積算上の2番目以降の受入地(以下、「積算受入地」という。)を順次指定し、受注者は搬出の可否を確認するものとする。

積算受入地への建設発生土の搬出について、監督職員と協議のうえ決定するものとし、設計変更の対象とする。

なお、受注者は、積算受入地に代えて、京都市土木積算システム設計単価第5編及び公共物GISに掲載している他の施設、又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設の中から別の受入地(以下、「提案受入地」という。)を提案することができる。

提案受入地への建設発生土の搬出が適正であると認められる場合はこれを妨げないが、設計変更の対象としない。また、提案受入地での処分に掛かる費用が、積算受入地での処分に掛かる費用を下回る場合は、減額の設計変更を行うものとする。

#### 5 スクラップについて

本工事の施工により発生するスクラップは、下表の条件で積算している。

なお、搬出先は必要な許可を有するものとし、その証明書の写し(搬出先を変更したときのみ) と処分量を明記した証明書(受入確認書等)を監督職員に提出すること。

建設副産物	受入場所	備	考
スクラップ	古初末南区 L 自 可统 立町 1	設計運	搬距離
(ヘビーH 2)	京都市南区上鳥羽鉾立町 1	L = 4	. 6 km

#### 第14条(特定建設資材の分別解体等及び再資源化等)

(1) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(最終改定令和7年6月1日)(以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等及び再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」に定める事項は、契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上明示した以下の事項と別の方法であった場合でも設計変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

### 分別解体等の方法

	工  程	作業内容	分別解体等の方法
エ	①仮設	仮設工事	□手作業
程ご	1)以 i文	□有 ■無	□手作業・機械作業の併用
ح	②土工	土工事	□手作業
0	<b>2</b> 1.1.	■有 □無	■手作業・機械作業の併用
作業	③基礎工(杭基礎等)	基礎工事	□手作業
作業内容及	②圣诞工(机圣诞号)	□有 ■無	□手作業・機械作業の併用
容及	④本体構造	本体構造の工事	□手作業
びび	生平件件但	■有 □無	■手作業・機械作業の併用
解体	⑤本体付属品	本体付属品の工事	□手作業
体	<b>少</b> 本件门	□有 ■無	□手作業・機械作業の併用
方法	⑥その他( )	その他の工事	□手作業
	(回れる) (回れる) (回れる)	□有 ■無	□手作業・機械作業の併用

- ※ 特定建設資材廃棄物を排出する場合、再資源化施設等の所在地については、本特記仕様書 に示す「建設副産物の適正処理について」に記載のとおりとする。
- (2) 受注者は、特定建設資材の分別解体等及び再生資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を別に定める18条様式に記載し、監督職員に報告すること。
  - ・再資源化等が完了した年月日
  - ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
  - ・再資源化等に要した費用

なお、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を提出した場合、18条に基づく報告を省略することができるものとする。

#### 5 その他事項

#### 第15条(工事書類の提出)

完成検査の受検に向けた出来形図書については、工期末の30日前までに提出すること。また、完成 検査に必要な工事書類については、工期末の14日前までに提出すること。

### 第16条(情報共有システムの利用)

- 1 本工事は、情報共有システム(以下「システム」という。)の利用対象とする。
  - システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン (令和6年3月) (※)」(以下「ガイドライン」という。)を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。
- 2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定する こと。
- 3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に 係る手続等は受注者が行うものとする。
- 4 システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領」(以下「要領」という。)に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。

なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照 (https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html)

#### 第17条(受注者希望型における遠隔臨場の実施)

本工事は受注者の希望により遠隔臨場を行うものとする。

#### 1 目的

本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領(案)」(令和5年3月)及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領(案)」(令和5年3月)の内容に従い実施するものとする。

### 2 実施内容

- (1) 「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の実施
  - ア 受注者が動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)により撮影する映像と音声を監督職員へ Web会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、 受発注者間の協議により決定するものとする。
  - イ 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)の資機材は受注者が準備する ものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的な Androidやi-Phone等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパ ソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっ ては監督職員から承諾を得ること。

なお、動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)の使用は、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、 受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

### (2) 効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査 に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

### (3) 費用

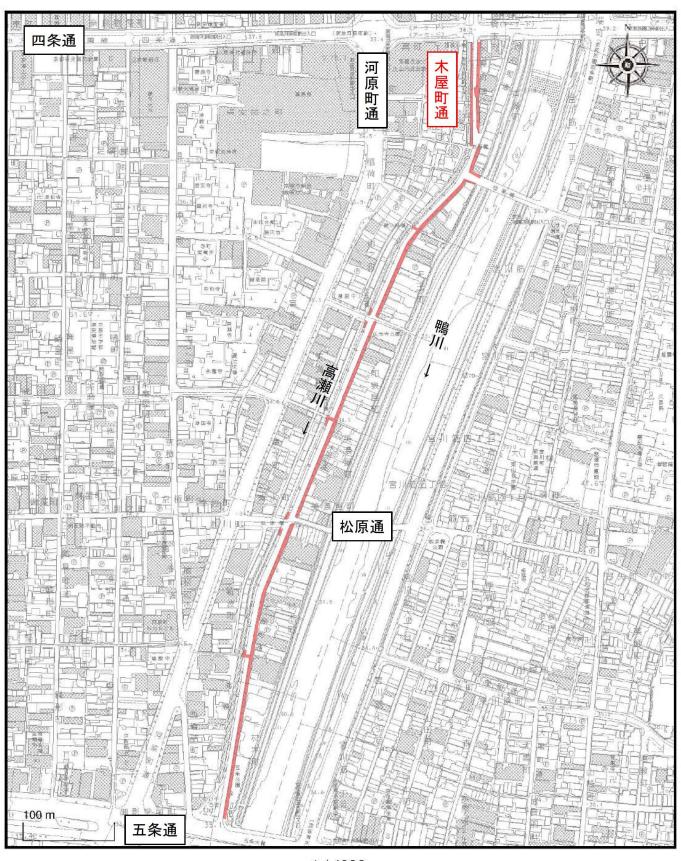
遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に 関する実施要領(案)」(令和5年3月)の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更 の対象とする。

なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

### (4) 成績評定

遠隔臨場を実施した工事の成績評定は、考査項目「創意工夫」において、1点の加点とする。

# 位置図



1 / 4000